

平成31年1月
一般社団法人東京都産業廃棄物協会

小型充電式電池の取扱いについて

小型充電式電池（リチウムイオン電池等二次電池）の発火事故防止対策及び資源化策として、以下のように取り組むものとする。

【つくる責任：SDGs目標12】 (資源有効利用促進法の不備の補完)

- 1 資源有効利用促進法では、小型充電式電池の製造者及び小型充電式電池使用製品の製造者に小型充電式電池の回収・リサイクルを義務付けている。
しかし、使用製品の利用者は、その製品が小型充電式電池使用製品であることを知らなかつたり、使用製品から小型充電式電池を取り外すことができなかつたりすることから、廃棄物処理業者に小型充電式電池使用製品の処理を依頼することが多いと考えられる。（小型充電式電池の再資源化率は、30%台にとどまっている。）
- 2 現状では廃棄物処理業者を通じて処理される場合その処理過程で発火事故が生じるので、協会会长名で、資源有効利用促進法を所管する経済産業大臣に対して、製造者による使用製品への識別マークの表示義務や小型充電式電池の取り外し方に関する情報提供義務等に関する要望をする。

【つかう責任：SDGs目標12】 (排出事業者（産業廃棄物の処理を委託する事業者）責任の履行の確認)

- 3 小型充電式電池は廃棄物の処理過程で発火するので、排出事業者は、処理を委託する産業廃棄物に小型充電式電池及び小型充電式電池使用製品を混入せず、分別するようにしなければならない。
- 4 3の履行を確認するため、収集運搬業者及び中間処理業者は、排出事業者から以下の点を聞き取り、それを記録（例えば、委託契約書に記載あるいはマニフェストに記入）する。
 - (1) 電源コードがなくても、動く、加熱冷却する、光るものですか
「はい」ならば、電池が使われていると判断する。
 - (2) 電池交換をしたことありますか
「はい」ならば、電池を取り出す。

(1) で「はい」、(2)で「いいえ」は、電池が内蔵されているものとする。

- 5 排出事業者が小型充電式電池使用製品から小型充電式電池を取り出せない場合は、中間処理業者が処分過程で取り出し作業を行う旨を排出事業者に話して極力受託するようとする。(受託を拒否された排出事業者が他の処理業者に委託してしまい、そこで発火事故が起きるのを防ぐため。)
取り出し費用は必要に応じて排出事業者に請求する。

(注) 平成30年秋に、東京都知事あて(関係局:環境局・東京消防庁)に要望書を提出している。要望の概要:二次電池による発火事故の防止・適正処理のため、広報活動や立入指導によって、排出事業者へ指導・周知徹底をされたい。

(収集運搬業者での扱い)

- 6 収集運搬業者は、小型充電式電池及び小型充電式電池使用製品を他の廃棄物と分別し、発火防止に必要な措置を講じて運搬する。
例:絶縁措置を施す。リチウムイオン電池は金属製容器に収納する。

(中間処理業者での扱い)

- 7 中間処理施設で、製品から電池を取り出す。
取り出した電池は種類ごと又は処分先ごとに分別する。
JBRCの回収対象の小型充電式電池は、JBRCの回収ルートを利用し、資源化する。(あらかじめ、回収拠点(リサイクル協力事業者)登録をする。)

(処理業者としての取扱い手順の作成と従業員教育の徹底)

- 8 小型充電式電池に関する、排出事業者との受託時の対処方法や、処理過程での安全対策のための手順などを定めた、手順書を処理業者ごとに作成する。
その手順書に従った作業が行えるよう従業員教育を徹底する。
- 9 従業員教育の際には、資源回収に協力するという姿勢が、従業員の仕事への意欲を高めることとなり、それがひいては事故防止につながるものである、いう視点を持つ。